

核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請（令和3年9月24日付け）に係るご質問回答

No.	面談日	概要	回答
1	R3.10.6	プルトニウム燃料製造設備の定義について	「プルトニウム燃料製造設備」は、プルトニウム燃料第三開発室における「ペレット製造工程設備」及び「加工組立工程設備」を意味します。 詳細を別紙-1に示します。
2	R3.10.6	処理技術課長の職務について 面談資料の4ページに記載の「ペレット製造工程及び加工組立工程に係る」の範囲はどこまでかかるのか	「ペレット製造工程及び加工組立工程に係る」の範囲は、「核燃料物質の貯蔵、設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新」までになります（並びにの前まで）。 詳細を別紙-2に示します。 なお、「固体廃棄施設の設備」とは、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備1、2、4から16が該当します（許可書 本文p.9-7～8）。

「プルトニウム燃料製造設備」が「プルトニウム燃料第三開発室におけるペレット製造工程設備及び加工組立工程設備」を指すことについての説明

プルトニウム燃料第三開発室

目 次

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	1-1
2. 使用の目的及び方法	2-1
3. 核燃料物質の種類	3-1
4. 使用の場所	4-1
5. 予定使用期間及び年間予定使用量	5-1
6. 使用済燃料の処分の方法	6-1
7. 使用施設の位置、構造及び設備	7-1
7-1 使用施設の位置	7-1
7-2 使用施設の構造	7-2
7-3 使用施設の設備	7-5
(1) 設備の共通仕様 ⁽²⁾	7-5
(2) 中央管理設備	7-6
(3) ペレット製造工程設備	7-7
(4) 加工組立工程設備	7-27
(5) 検査工程設備	7-35
(6) 工程附帯設備	7-42
(7) 解体設備	7-43
(8) 核燃料物質回収中の設備	7-44
(9) 安全管理設備	7-46

- 「プルトニウム燃料製造設備」は、プルトニウム燃料第三開発室における「ペレット製造工程設備」及び「加工組立工程設備」を指します。
- しかし、プルトニウム燃料第三開発室は、平成28年8月17日付け（原規規発第1608171号）で、使用変更許可申請書の使用の目的「高速増殖炉用燃料の製造等」の変更（削除）に係る許可（※次頁参照）を受けたことにより、「プルトニウム燃料製造」という名称が、変更許可申請書において明記されなくなりました。
- 以上のことから、**本変更認可申請において、プルトニウム燃料第三開発室の使用変更許可申請書に記載している「ペレット製造工程及び加工組立工程に係る設備」（左図参照）であることを明確にしました。**
- なお、当センター所掌の他の使用施設の主な使用の目的は下記のとおりであり、これらの施設には「ペレット製造工程設備」及び「加工組立工程設備」などの設備はありません。
 - ・ Pu-1：核燃料の製造技術開発、試験等
 - ・ Pu-2：残存核燃料物質の安定化処理等
 - ・ PWTF：放射性廃棄物の減容処理技術に関する実証試験等

(ご参考) 核燃料物質使用変更許可申請書 新旧対照表 (平成28年8月17日許可)

新旧対照表

プルトニウム燃料第三開発室 本 文

変更箇所を _____ で示す。

変 更 前			補 正 後			変更理由
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 2. 使用の目的及び方法			1. 名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし) 2. 使用の目的及び方法 (図2-1の当該箇所変更、図2-2～図2-4の削除)			
目的 番号	使用の目的	区分	目的 番号	使用の目的	区分	
(1)	高速増殖炉用燃料の製造及びそれに伴う技術開発を行う。			(削 除)		
(2)	軽水炉用プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料製造プロセスに係る製造条件確認試験を行う。					
			1	保障措置及び計量管理に係る作業を行う。		
			2	核燃料物質の分析及び物性測定に係る作業を行う。		
			3	分析廃液処理に係る作業を行う。		
			4	グローブボックス内の核燃料物質の回収に係る作業を行う。		
			5	核燃料物質の保管に向けた核燃料物質の均一化処理及び容器の詰め替えを行う。		
			6	核燃料物質の施設外からの受入れに係る作業を行う。		
			7	核燃料物質の施設外への払出しに係る作業を行う。		
但し、上記は平和の目的に限る。			但し、上記は平和の目的に限る。			

処理技術課長の職務についての説明

(変更後)

【処理技術課長】

処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室におけるペレット製造工程及び加工組立工程に係る核燃料物質の貯蔵、設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新並びに固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。

上記の内容を整理して記載すると以下の通り。

【処理技術課長】

処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室における

①ペレット製造工程及び加工組立工程に係る

－核燃料物質の貯蔵、

－設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新

並びに

②固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。

※下線部は、処理技術課長へ移管する旧プルトニウム燃料施設整備室長の職務の一部
(プルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新)